

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円以下かつ年齢70歳未満の場合

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長 〇〇〇〇 株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ

給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ

給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8

あなたの氏名 山 川 大 郎

あなたの住所 東京都千代田区神田鏡川 23-7

あなたの年齢 50 歳 10 月 5 日

配偶者の年齢 38 歳 10 月 5 日

配偶者の住所 東京都千代田区神田鏡川 23-7

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄から、該当する判定結果にチェックをします。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。
※親族関係書類の添付等が必要で
す(扶養控除等申告書を提出した
際に添付等をしている場合には、
不要です。)

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。
※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 4,951,500 円 判定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C) 1,000万円超

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 300,000 円 判定 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生) 38万円以下かつ年齢70歳未満

区分 I A (左のA~Cを記載)

区分 II ② (左の①~④を記載)

あなたの住所 東京都千代田区神田鏡川 23-7

配偶者の住所 東京都千代田区神田鏡川 23-7

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します。
※送金関係書類の添付等が必要です。

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得(1)	6,835,000		4,951,500
事業所得(2)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)			
(1)~(6)以外の所得(7)			
(1)~(7)の合計額			4,951,500

あなたの合計所得金額(見積額)

配偶者の合計所得金額(見積額)

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

区分 I が A、区分 II が ② のため、対象となる控除は配偶者控除となり、控除額は380,000円になります。

区分	区分 II										
	A	②	③	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
配偶者控除	380,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
配偶者特別控除	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
配偶者特別控除	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。